浜松学院大学同窓会会則

第１章　総　　則

（名　称）
第 １ 条　　この会は、浜松学院大学同窓会という。
（目　的）
第 ２ 条　　この会は、会員相互の親睦を図り、浜松学院大学並びに浜松学院大学短期大学部の隆昌発展に寄与することを目的とする。
（事　業）
第 ３ 条　　この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 会員名簿の発行
(2) 同窓会報の発行
(3) その他、この会の目的を達成するために必要な事業
（本部及び支部）
第 ４ 条　　この会は、本部を浜松学院大学内に置き、支部を必要な地域に設ける。

第２章　会員及び客員

（会　員）
第 ５ 条　　この会は、次の資格を有する者を会員とする。
(1) 学校法人興誠学園の設置する浜松学院大学並びに浜松学院大学短期大学部及びその前身である浜松短期大学、浜松商科短期大学、興誠学園幼稚園教員養成所（以下「大学等」という。）を卒業、または課程修了したもの。
(2) 前号の大学等に１年以上在学したもので、理事会の承認を得たもの。
（客　員）
第 ６ 条　　この会は、次の資格を有する者を客員とする。
(1) 前条に示す大学等の教職員。
(2) かつ前条に示す大学等の教職員であったもので、理事会の承認を得たもの。

第３章　役　　員

（役員の定数）
第 ７ 条　　この会に、次の役員を置く。
(1) 会　長　　１　名
(2) 副会長　　若干名
(3) 理　事　　各科各部の卒業回数の合計数に相当する人員以内とし、各回の同窓生を代表する。
(4) 常任理事　　理事合計数の３分の１以内
(5) 監　事　　２名以上４名以内
（役員の選任）
第 ８ 条　　役員の選任は、次により行う。
(1) 会長、副会長及び監事は、理事会の議を経て選任する。
(2) 常任理事は、理事会において選出する。
（役員の任期）
第 ９ 条　　(1) 役員の任期は３年とし、総会を以って終了する。但し、再選を妨げない。なお、補欠のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
(2) 会長に関しては３選を認めない。

（役員の職務）

第１０条　役員の職務は、次のとおりとする。

⑴ 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

⑵ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

⑶ 理事は、理事会を組織し、会務を議決する。

⑷ 常任理事は、特に、常任理事会を組織し、理事会の決議事項を執行する。

⑸ 監事は少なくとも年１回、この会並びに各支部の財産及び会務執行の状況を監査し、その結果につき理事会に報告し、意見を述べなければならない。

（顧問、及び特別顧問）

第１１条　会長は、この会の重要事項を諮問するため、理事会の議を経て顧問、特別顧問を委嘱することができる。但し、任期は第９条を準用する。

（事務局）

第１２条　会長は、この会の事務を処理するため、事務局を置く。

第４章　会　　議

（総　会）

第１３条　総会は、会員で構成し、理事会の決議事項を報告する。但し、理事会が認めたときは、開催を取りやめることができる。

（理事会）

第１４条　理事会は、会長、副会長、常任理事及び理事をもって組織する。但し、会長が必要に応じて顧問等に出席を依頼することができる。

２　理事会は、毎年２回以上開き、次の事項を決定する。

⑴ 支部の承認

⑵ 会則の変更

⑶ 事業計画及び収支予算

⑷ 事業報告及び収支決算

⑸ 終身会費の決定

⑹ 会員名簿の編集、発行及び頒布に関すること

⑺ 同窓会報の編集、発行及び頒布に関すること

⑻ その他、重要事項

（常任理事会）

第１５条　常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織する。但し、会長が必要に応じて顧問等に出席を依頼することができる。

２　常任理事会は、必要に応じて開き、理事会の決議、決定事項の執行を図る。

（委員会）

第１６条　同窓会の事業を執行するため、「企画委員会」、「会員組織委員会」、「広報委員会」を置き、副会長及び常任理事、理事をもって組織する。また、必要に応じて新たな委員会を置くことができる。

２　各委員会の委員長は、原則として、副会長及び常任理事の中から会長が選任し委嘱する。

３　各委員会の委員は、必要に応じた人数とし、会長が会員の中から選任する。

４　各委員会は必要に応じて開き、次の事項について企画立案し理事会に諮る。

⑴ 企画委員会：総会・懇親会、その他事業の企画立案、運営、予算作成

⑵ 会員組織委員会：理事増員を図るため、その方法の考案と実践、及び会員名簿発行に関わる業務

⑶ 広報委員会：総会開催の広報、会報誌発行、ホームページへの記事掲載と更新

（議　事）

第１７条　この会の議事は、すべて、出席した会員の３分の２以上の賛否をもって決定する。

第5章　会　　計

（経　費）

第１８条　　この会の経費は、次の収入をもって充てる。

⑴ 会費

⑵ 寄附金

⑶ その他の収入

（会計年度）

第１９条　　この会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第6章　支　　部

（支部の結成）

第２０条　　会員は、理事会の議を経て地域別に支部を結成することができる。但し、支部は、一定の事務所を設け、組織を定めて役員を置かなければならない。

（本部への報告）

第２１条　　支部は、会員の住所、氏名及び職業並びに支部規則を本部に報告するものとし、その異動があったときも同様とする。

第7章　補　　則

（規定にない細目）

第２２条　　この会則に規定のない細目は、理事会の議を経て会長が決定する。

附　　則

注）	昭和４３年 ３ 月１０日	制　　定	（臨時総会）
	昭和４３年 ５ 月 ３ 日	一部改正	（第 １ 回通常総会）
	昭和４４年 ５ 月 ３ 日	一部改正	（第 ２ 回通常総会）
	昭和４５年 ５ 月 ３ 日	一部改正	（第 ３ 回通常総会）
	昭和４６年 ５ 月１６日	一部改正	（第 ４ 回通常総会）
	昭和５９年 ５ 月２７日	一部改正	（第１７回通常総会）
	昭和６０年 ８ 月２５日	一部改正	（第１８回通常総会）
	昭和６１年 ８ 月２４日	一部改正	（第１９回通常総会）
	平成 ２ 年 ８ 月１９日	一部改正	（第２３回通常総会）
	平成 ５ 年 ８ 月 １ 日	一部改正	（第２６回通常総会）
	平成 ８ 年 ８ 月１１日	一部改正	（第２９回通常総会）
	平成１０年 ８ 月２９日	一部改正	（第３１回通常総会）
	平成１８年 ４ 月 ８ 日	一部改正	（通常理事会）
	平成２０年 ６ 月２７日	一部改正	（通常理事会）
	平成２５年 ６ 月２０日	一部改正	（通常理事会）

浜松学院大学同窓会掛川支部会則

第１章　総　　則

（名　称）
第 １ 条　　この会は、浜松学院大学同窓会掛川支部という。
（目　的）
第 ２ 条　　この会は、会員相互の親睦を図り、浜松学院大学の隆昌発展に寄与することを目的とする。
（事　業）
第 ３ 条　　この会は、前条の目的を達成するために、本部の事業に協調する。

第２章　会員及び客員

（会　員）
第 ４ 条　　この会は、次の資格を有する者で掛川市に在住する者を会員とする。
⑴ 学校法人興誠学園の設置する浜松学院大学並びに浜松学院大学短期大学部及びその前身である浜松短期大学、浜松商科短期大学、興誠学園幼稚園教員養成所（以下「大学等」という。）を卒業、または課程修了したもの。
⑵ 前号の大学等に１年以上在学したもので、理事会の承認を得たもの。
（客　員）
第 ５ 条　　この会は、次の資格を有する者を客員とする。
⑴ 前条に示す大学等の教職員。
⑵ かつ前条に示す大学等の教職員であったもので、理事会の承認を得たもの。

第３章　役　　員

（役員の定数）
第 ６ 条　　この会に、次の役員を置く。
⑴ 支部長　　１　名
⑵ 副支部長　　若干名
⑶ 理　事　　若干名
⑷ 会　計　　１名
（役員の選任）
第 ７ 条　　役員の選任は、次により行う。
⑴ 支部長、副支部長及び会計は理事会の議を経て選任する。
（役員の任期）
第 ８ 条　　⑴ 役員の任期は、本部役員と同期間とし、再選を妨げない。但し、補欠のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
⑵ 支部長に関しては、３選を認めない。
（役員の職務）
第 ９ 条　　役員の職務は、次のとおりとする。
⑴ 支部長は、この会を代表し、会務を総理する。
⑵ 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、その職務を代理する。
⑶ 理事は、理事会を組織し、会務を議決する。
（顧問、及び特別顧問）
第１０条　　支部長は必要に応じて、理事会の議を経て顧問、特別顧問を委嘱することができる。但し、任期は第８条を準用する。

第４章　会　　議

（総　会）

第１１条　　総会は、本部総会に参加することで、これに替える。

（理事会）

第１２条　　理事会は、支部長、副支部長、会計及び理事をもって組織し、年２回以上開催する。但し、支部長が必要に応じて顧問等に出席を依頼することができる。

（議　事）

第１３条　　この会の議事は、すべて、出席した会員の３分の２以上の賛否をもって決定する。

第５章　会　　計

（経　費）

第１４条　　この会の経費は、次の収入をもって充てる。

⑴ 本部補助金

⑵ 寄附金

⑶ その他の収入

（会計年度）

第１５条　　この会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（会計監査）

第１６条　　この会の会計監査は、本部監事の監査を年１回受けるものとする。

（本部への報告）

第１７条　　支部は、会員の住所、氏名及び職業並びに支部会則を本部に報告するものとし、その異動があったときも同様とする。

第６章　補　　則

（規定にない細目）

第１８条　　この会則に規定のない細目は、本部及び理事会の議を経て支部長が決定する。

附　　則

平成１８年 ４ 月 ８ 日　　制　　定　（通常理事会）

平成２０年 ７ 月２５日　　一部改正　（通常理事会）

浜松学院大学同窓会ゴルフ会会則

第 １ 条　本会は浜松学院大学同窓会ゴルフ会（略称浜学同窓会ゴルフ会）と称する。

第 ２ 条　本会はゴルフを通じ会員の健康増強と相互の親睦を図ることを目的とする。

第 ３ 条　本会は浜松学院大学同窓会員及び興誠学園関係者のゴルフ愛好者をもって組織する。

第 ４ 条　本会には会長をおく。会長は会員より選出する。

第 ５ 条　本会の会長の任期は２ヶ年とし、再選を妨げない。

第 ６ 条　本会は幹事をおく。幹事は優勝者及びブービー賞者の２名とし、会員各位への連絡事務、会計、次回開催の準備をする。

第 ７ 条　プレー費用は各人の負担とする。

第 ８ 条　会の運営は会員及び同窓会の補助金をもってする。但し会費は参加者よりその都度徴収する。

第 ９ 条　ゴルフ競技会は年２回（春・秋）に開催する。

第１０条　競技方法はダブルペリア方式とする。但し協議のうえ他の競技方式とすることができる。

第１１条　賞は１位より３位迄及び参加賞とする。但し参加人員が３組以上となった場合には賞の範囲を広げることができる。

第１２条　同点者ある時は年齢、ハンディキャップ順とする。

第１３条　競技は６名以上の参加をもって成立する。但し、ゴルフコースの都合により定員をもうけ、定員になり次第締切ることがある。

附　　則

この会則は平成 ４ 年 １ 月２６日から施行する。
平成２０年 ７ 月２５日　　一部改正　（通常理事会）